

クラブ OB・OG 会支援金交付要項

(目的)

第 1 条

この要項は、追手門学院大学体育文化 OB・OG 連合会（以下「OB・OG 連合会」という。）に所属している各体育系・文化系の単一クラブ（以下「クラブ」という。）の OB・OG 会に支援金を交付することで、その活動を活発にすることを目的とする。

(支援金の交付対象)

第 2 条

クラブ OB・OG 会支援金（以下「支援金」という。）の交付の対象となるものは、追手門学院大学で現在活動している又はこれまで活動していたクラブの OB・OG 会（但し、現在 OB・OG 連合会に所属しているものに限る）の総会、懇親会等の活動、及び、今後 OB・OG 連合会に所属するために OB・OG 会を設立中のクラブの OB・OG が行う同会設立に伴う準備会等の活動とする。但し、参加人数が 5 名未満の活動は除く。

(支援金交付額)

第 3 条

支援金交付額は、1 名につき 2,000 円とする。

(交付申請)

第 4 条

支援金を受けようとする OB・OG 会又は OB・OG 会を設立中のクラブの OB・OG（以下「OB・OG 会等」という。）は、交付対象となる活動の実施前及び実施後に、それぞれ次に掲げる書類等を校友会事務局まで速やかに提出しなければならない。

(1) 交付対象となる活動の実施前

- ①クラブ OB・OG 会支援金事前予約申請書

(2) 交付対象となる活動の実施後

- ①クラブ OB・OG 会支援金申請書
- ②次第（交付対象となる活動の実施内容がわかるもの）
- ③参加者名簿（参加者の住所・氏名・卒業年・学部学科・連絡先電話番号の記載があるもの）
- ④集合写真（交付対象となる活動の際に撮影されたもの）
- ⑤参加者によるコメント（100 字程度）

- ⑥その他、支援金を受けようとする OB・OG 会等又は校友会理事会が提出の必要ありと判断したもの

(申請期間)

第 5 条

- 1 支援金の申請期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（以下「年度」という。）とし、同一年度における申請は各 OB・OG 会等につき 3 回までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付は、毎年度、それに充てる予算が無くなり次第、終了とする。

(その他)

第 6 条

- 1 この要項の改正、廃止、及びこの要項の運用において必要な事項の制定（以下「改廃等」という。）は、OB・OG 連合会の意見を聴いた上で、校友会理事会が行う。
- 2 OB・OG 連合会は、この要項の改廃等を発議することができる。かかる発議があった場合、校友会理事会は、その発議された事項について審議し、その可否を決議しなければならない。

附則

(施行期日)

この要項は令和 3 年 9 月 25 日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、2021 年 12 月 18 日から改正施行する。